

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成17年4月 5日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第2項の規定に基づき、「仮称古市場住宅建替計画」に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

なお、条例見解書とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

1 指定開発行為者

川崎市

川崎市長 阿部 孝夫

神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地

2 指定開発行為の名称及び種類

（1）名称

仮称古市場住宅建替計画

（2）種類

住宅団地の新設（第3種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市幸区東古市場116番地

4 指定開発行為の目的及び内容

（1）目的

老朽化に伴う市営住宅の建て替え

（2）内容

ア 開発区域面積	23,000 m ²
イ 計画人口（計画戸数）	958人（348戸数）
ウ 土地利用計画	
（ア）住宅用地	16,170 m ²
（イ）特別養護老人ホーム	4,330 m ²
（ウ）提供公園	2,500 m ²

工 建築計画

区 分	1号棟	2号棟	3号棟	4号棟	集会所	自転車置場	合計
構 造	鉄筋コンクリート造					鉄骨造	
戸 数	88戸	95戸	86戸	79戸			
階 数	7階	7階	7階	7階	1階	1階	
高さ(m)	20.0	20.0	20.0	20.0	5.0		
建築面積(㎡)	779.6	863.6	906.3	796.1	100.0	208.8	3,654.4
延床面積(㎡)	6,413.8	7,183.4	6,515.3	6,487.5	100.0	417.6	27,117.6

5 指定開発行為の施行期間

着工予定：平成17年10月

完了予定：平成24年 9月

6 条例見解書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成17年4月5日(火)から平成17年5月6日(金)まで

ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。

(2) 場 所

幸区役所及び本庁(環境局環境評価室)

(3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで